

■ 今村法律研究室 Imamura Institute of Legal Studies ■

今村法律研究室は、本学が新制大学として発足した1949（昭和24）年に設置されました。本研究室は、専修大学総長として、また優れた在野法曹として活躍された今村力三郎先生を顕彰していく責務を負っていますが、理論と実務の両面から法律問題ならびに法状況を分析・研究する実践的な研究機関として活動しています。

今村法律研究室の活動としては、まず第1に、今村力三郎先生が本学に残された膨大な量の訴訟記録の調査・研究が挙げられます。すでに、「帝人事件」、「大逆事件」、「虎の門事件」などに関する訴訟記録の収録も完結し、「今村懲戒事件」も完結しました。いずれも歴史的に著名な刑事事件ではありますが、今村力三郎訴訟記録は、事件の実態を解明する上で貴重なものです。

第2に、本研究室の構成員が研究者と実務家の双方から構成されていることを活かし、交流研究会、判例研究会、シンポジウムなどの研究活動が行われています。その成果は、「専修大学今村法律研究室報」に収録されています。年2回発行されている室報の内容は、本学ホームページ専修大学学術機関リポジトリでも確認できます。